

第10章 東日本大震災の教訓を生かした 防災対策の推進



東日本大震災は、我が国の防災対策に大きな見直しを迫るものとなった。

国では、今回の震災を踏まえて平成24年6月と平成25年6月の2度にわたり災害対策基本法の改正を行った。これらの改正では、減災の考え方など災害対策の基本理念が明確化されたほか、大規模広域災害に対する即応力の強化や住民等の円滑かつ安全な避難の確保及び被災者保護対策の改善、そして災害教訓の伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上が盛り込まれた。また、国の中央防災会議では、震災の教訓や災害対策基本法の改正等を背景に、大規模災害への対策や原子力災害対策の強化等を主な内容として、震災以降、防災基本計画の修正を3回実施した。

加えて、今後も発生が懸念される大規模災害に備えるべく、政府の復興対策本部や復興基本方針、都道府県の復興方針等についてあらかじめ法制化し、大規模災害からの速やかな復興を図ることを目的とする、大規模災害からの復興に関する法律が平成25年6月に新規制定された。

本県では、こうした国の動向や自らの災害対応の検証結果等を踏まえ、平成24年度及び平成25年度に宮城県地域防災計画を大幅に見直し、震災の教訓を踏まえた予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を盛り込むとともに、今回の震災で対応が困難となった事項について組織体制や業務の分掌及び内容等を精査の上、災害対策本部要綱や大規模災害応急対策マニュアル等を改正した。

さらに、宮城県震災復興計画に掲げる基本理念の具体化に向けて、宮城県津波対策ガイドラインの見直しを図り、津波襲来時に住民等の円滑な避難を可能とするための津波避難計画の策定に関する支援等のソフト対策を整理するとともに、国や市町村等と連携し、多重防御や高台移転などのハード対策を組み合わせ、今回の震災と同等の災害が起こっても人命が失われることのない、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを目指すこととしている。

本章においては、第8章に取りまとめた様々な教訓を踏まえ、震災以降に本県及び市町村等において推進する主な防災対策を挙げる。

第1節 防災基盤の整備

(1) 情報収集・伝達手段の整備

災害時においても確実な情報の収集及び伝達を行うため、県では平成24年度から、衛星を用いた県防災行政無線について、IP通信が可能な第二世代型への更新に着手した。これにより、現在の通信手段である通話・ファクシミリに加え、メールの送受信や宮城県総合防災情報システム（MIDORI）のバックアップ回線としての利用が可能となり、情報伝達手段の多重化や高速化が図られる。また、災害時における地方支部等での通信環境を確保するため、可搬型 VSAT¹の整備を進めている。

さらに、県では、住民への情報伝達手段の多様化、迅速な情報提供、市町村職員の負担軽減、多様なメディアでの情報配信を実現するため、MIDORIを改修して公共情報コモンズ²と連携させ、平成25年6月の総合防災訓練から運用を開始した。

これにより、MIDORIを通じて市町村から本県へ報告される被害情報、避難指示・勧告、避難所の開設状況等の情報が自動的にテレビやラジオ、携帯電話事業者等へ伝わる仕組みを構築し、住民等に対して迅速かつ多様な情報提供が行えるよう、マスコミ等と一層の連携を図ることとした。

なお、総務省では、公共情報コモンズへの47全都道府県の参加を目指すとともに、地方公共団体に続き、鉄道事業者やライフライン事業者が多く参加するよう招請していくこととしているが、停電状況等といった防災対策上極めて重要であり、住民にとっても関心の高い情報を提供するライフライン事業者等の参加を促進するために、システム改修を含めライフライン事業者等の有する既存データ（資料）を活用できる仕組みの構築やシステム連携に伴う改修費用が発生する場合の費用の支援を行う仕組みの創設が必要である。

一方、市町村では津波警報・大津波警報が発表された場合等において、緊急を要する災害情報を送信する携帯電話の緊急速報メールの導入・運用を開始している。また、災害時の通信手段の確保を図るために、同報系・移動系の防災行政無線の整備が行われており、避難所や公共施設、病院等に対して適宜配備が実施されている。

石巻市では、災害関連情報を一元的に集約・管理し、必要な情報を多様なメディアを通じて住民に配信することができるシステムである「ORANGE (ORganized Area Network GEar)」の整備を行い、公的機関やライフライン事業者等からの災害に関する様々な情報を、パソコンやスマートフォン等で住民が確認することが可能となっている。気仙沼市では、オペレーションの一元化や情報配信の自動化等により複数の情報伝達手段（防災行政無線、緊急速報メール、災害FM放送、ツイッター等）に対して一括して情報を配信できる「気仙沼市災害情報システム」を構築し、市民への災害情報の速やかな伝達を図っている。

東松島市では、地震発生時等においてリアルタイムに沿岸部の状況を把握するため、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた独立電源型で、外部の電力に頼らず観測ができる津波監視カメラを全国の地方公共団体に初めて導入し、平成26年2月から運用を開始している。

¹ Very Small Aperture Terminalの略。設置が容易でありながら、災害時に有効な衛星通信を用いることにより、映像、電話、FAX等の通信接続や、現場からの無線を衛星通信回線に接続することが可能な通信装置

² 総務省では、放送・携帯電話等様々なメディアを通じた住民への防災情報提供の仕組み（安心・安全公共コモンズ）を平成23年6月に実用化済み。また、公共情報コモンズの名称を平成26年8月、「災害情報共有システム」（通称「L〔エル〕アラート」）に変更

② 拠点施設の整備、建築物の耐震化

行政機関においては災害時に防災対策の拠点となる施設を整備しておくことが重要である。

国では、今回の震災後、防災拠点としての機能強化が必要とし、建設を見合わせていた仙台第1地方合同庁舎について自家発電設備の導入などの災害対策を追加して事業を再開するとともに、現地再建された石巻港湾合同庁舎については5階部分に防災備蓄倉庫を整備したことにより、最大で516人の避難収容が可能となり、石巻市との間で協定を締結の上、津波避難ビルとして認定された。

県では、他県からの支援部隊の活動拠点や物資輸送の中継拠点等として、仙台市宮城野原地区での広域防災拠点の整備について検討を進めるとともに、今回の震災で被災した石巻及び気仙沼の合同庁舎については、津波被害を想定した立地や太陽光発電設備等の整備など、災害時においても機能する庁舎を確保すべく基本構想の策定を進めている。県警察では平成24年7月に策定した宮城県警察本部業務継続計画において、本部庁舎が被災して災害警備本部を設置できない場合は、災害の規模等を総合的に判断し、別途決定する代替施設のいずれかに災害警備本部を設置するものとした。

白石市では、震災により本庁舎の被害が大きかったことから、災害対策本部となる会議室や太陽光及びLPガスによる発電設備などを備えた防災センターを市役所敷地内に新たに整備した。

なお、建築物の耐震化に関しては、県有建築物は平成25年度に全ての県有建築物の耐震化を完了しており、民間建築物については個人住宅の木造耐震改修助成等の施策を実施し、建築物の耐震性向上を進め、安全確保に取り組んでいる。

市町村においても、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事やブロック塀の除去費用の一部助成をはじめ、既存の道路における橋梁等の構造物や建築物について耐震化を進めるなど安全確保対策に取り組んでいる。

学校施設については、平成25年8月の国からの通知³を受け、本県では市町村を対象とした講習会を開催し、市町村では施設整備計画⁴や耐震改修促進計画等に基づき、構造体の耐震化を一層推進するとともに、天井等の非構造部材の耐震点検・耐震対策にも取り組んでいる。



白石市防災センター（白石市）

③ 災害に強いまちづくり

津波に強いまちを形成するため、本県では、宮城県震災復興計画に掲げた復興のポイントのひとつである「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」において、津波対策としての防潮堤や多重防御施設等の整備、復興まちづくり事業の推進、復興住宅の整備の3つを主要項目として位置づけ、高台や内陸部への防災集団移転、住宅再建支援など、様々な事業を進めている。

沿岸市町では、津波襲来時に高台への避難を可能とする避難路を整備するとともに、津波避難ビル等の一時避難場所について事業所等と協定を締結するなど、整備に努めている。また、防潮堤の整備については、地域との合意等を図りながら、調査設計や事業実施に向けて検討を行っている。

³ 文部科学省：『公立学校施設の耐震化の推進について（通知）』（平成25年8月7日通知）

⁴ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）に基づき、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用して学校施設整備を実施する場合、市町村は施設整備計画を作成して文部科学大臣に提出するとともに、公表することが義務づけられている。

岩沼市では、発災後早い段階から減災の考え方や多重防御の整備を念頭に置き、千年希望の丘など防災・減災施設の整備に取り組んでおり、平成26年1月18日には、県内で初となる多重防御となるかさ上げ道路整備事業に着手した。

なお、国では平成23年12月に、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）を制定しており、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりを推進するとともに、津波警報の精度向上、粘り強い海岸保全施設等の技術開発・整備、災害に強い海上輸送ネットワークの構築など、総合的な津波対策を推進することとしている。



千年希望の丘（岩沼市）

④ 避難場所・避難所の整備

災害時に安全な避難先を確保するため、災害対策基本法の改正において、構造条件など一定の基準を満たす施設等をあらかじめ指定緊急避難場所⁵及び指定避難所⁶として指定することとされた。

これを受け市町村では、指定基準等を踏まえて既存の避難所等について見直しを進めるとともに、地域防災計画や防災マップ等への位置づけ、住民への周知などを進めている。

また、津波に対して安全な場所を指定する際の指針として、本県では、平成24年3月に津波避難のための施設整備指針を策定し、津波襲来時に円滑な避難を可能とするための避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サイン等の整備に際して留意すべき事項等について取りまとめた。

石巻市では、高台の少ない沿岸部において、食料や発電装置等の災害時備蓄品倉庫機能を併せ持つ居室型の津波避難タワーを整備することとしており⁷、多賀城市では、(独)都市再生機構と協定を締結し、安全な高さに避難デッキを併設した津波避難ビルとしての機能を有する災害公営住宅の建設を進めている⁸。

⁵ 指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の4）。

⁶ 指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の7）。

⁷ 石巻市：『平成25年度 第3回 石巻市震災復興推進本部会議 資料1』（石巻市、平成25年6月25日）

⁸ (独)都市再生機構：『多賀城市で津波避難ビルとなる災害公営住宅建設が始動～多賀城市桜木地区でUR都市機構に建設を要請～（平成24年3月30日）』

第2節 防災力の向上

(1) 要綱、災害対策マニュアル等の改正

今回の震災での対応を踏まえ、従前の規定では不十分な対応となった物資や燃料の調達等に関する業務について、本県では今回の災害を当面の最大規模と想定した上で、組織、業務分掌、業務内容等の再検討を実施し、県災害対策本部体制の充実強化を図るため、本震災後に災害対策本部の運営等に係る要綱や大規模災害応急対策マニュアル等を改正した。県災害対策本部の運営については、物資チームを新設して分掌事務を見直すとともに、災害時における弾力的な組織運営、災害規模に応じた初動職員・OB 職員の配置が可能となる体制とした。また、本部会議の会議録の作成を新たに規定した。本部事務局については、事務局初動要員の拡大、グループ編成・分掌事務の見直し、災害規模に応じた3段階での配備体制の新設、庁内外との連絡調整担当の新設、庁内外との連絡調整会議の明記等により、組織及び運営体制の充実強化を図っており、毎年度実施する総合防災訓練において、本部事務局における情報連絡体制等の検証を実施し、実効性のあるマニュアル等の整備に努めている。

さらに、災害時の応急対策については、職員派遣、交通・緊急通行車両の申請、備蓄食料及び飲料水、葬祭用品等の対応について、マニュアルに新たに規定するとともに、情報連絡体制の見直し及び明確化を図った。

多賀城市では、地域防災計画の見直しに際して、市職員が地域に出向き、地域住民との対話により震災当時の状況や行動を振り返る意見交換会を平成24年度中に計39回実施した。ここで得られた意見は、今後整備を行う職員の行動や避難所運営のマニュアル等の基礎資料に活用することとしている。

(2) 自助・共助の取組の強化

地域の住民や事業者等による自助・共助の取組が重要であることから、本県では、震災対策推進条例に基づき平成21年度から実施している宮城県防災指導員養成講習において、震災の経験を踏まえて講習内容の充実を図ったほか、平成24年度から、既に認定した防災指導員を対象として新たにフォローアップ講習を開設し、更なる知識の定着とスキルアップを図っている。

市町村では、更なる自主防災組織の育成及び防災資機材の整備等を進めている。仙台市では、平成24年度から独自の講習カリキュラムに基づき、仙台市地域防災リーダー(SBL)の養成を開始し、平常時は、町内会エリアの地域性



県防災指導員養成講習

を考慮した地区防災計画づくりや効果的な訓練の企画、災害時は地域住民の避難誘導や救出・救護活動の指揮などの役割が期待されている⁹。名取市や加美町においても、今回の震災の教訓を踏まえ、自主防災組織のリーダーを養成する研修を独自に実施している。

また、防災訓練については、今回の震災の教訓を踏まえ、災害時の対応力、関係機関等と連携した防災力の向上を図るよう、県では、県地域防災計画において、防災訓練における訓練内容の明確化と訓練成果の取りまとめ、具体的かつ実践的な訓練の実施、学校・企業における防災訓練、避難所運営訓練の実施を掲げた。

⁹ 仙台市：「仙台市地域防災リーダー(SBL)を紹介します」仙台市ホームページ http://www.city.sendai.jp/shobo/1211907_2447.html (確認日：平成26年6月2日)

さらに毎年実施する総合防災訓練において、厳しい災害想定を取り入れるとともに、広範な関係機関への参加を呼び掛けるなど、より実践的な内容の訓練に取り組んでいる。

市町村では、自主防災組織との連携のもと、避難所や避難場所の確認、非常用持ち出し品の確認等、市民の防災意識を高めてもらうための防災訓練を実施している。石巻市では、大津波及び大規模火災を想定して全市民を対象とした総合防災訓練を実施し、避難行動等の検証を行った¹⁰。川崎町で実施した県総合防災訓練では、町内6つの小中学校の全児童生徒が参加し、学校ごとに防災訓練を実施した後、応急救護訓練や炊き出し訓練の手伝いなどに携わった。名取市では、市民防災マニュアルを作成し、市内全戸に配布した。津波・地震・風水害への対応策や各災害に共通の安否確認の方法、非常持ち出し品・備蓄品、避難時の服装などを記載し、自主防災組織の重要性も指摘するなど、市民への啓発を図っている¹¹。多賀城市では、東北大学が監修して市独自の情報も盛り込んだ「みんなの防災手帳」を作成し、全戸に配布した。これには地域や家庭での防災活動に活用されるよう書き込みのできる手帳形式にするとともに、災害時に実践的に役立つ情報や被災者の声も掲載している¹²。

本県では震災前に宮城県沖地震の対策を規定した震災対策推進条例を制定していたが、今回の震災の教訓等を踏まえ、平成26年3月にこれを改正し、自助、共助、そして公助の適切な役割分担によって震災対策を講じていくことの重要性等を掲げた。また、最大の被災地となった石巻市では、平成26年4月に、市民、事業者及び市の相互連携による防災への取組等を盛り込んだ石巻市防災基本条例を新たに制定している。

③ 確実な津波避難に向けた取組

津波避難に関する住民等の防災意識の向上のため、本県では、平成15年度に策定した宮城県津波対策ガイドラインを平成26年1月に修正し、避難については、徒歩を原則としながらも避難行動要支援者等への配慮や地域の実情に応じた自動車での避難を検討すること、避難誘導等に従事する者の安全確保、情報伝達手段の整備、訓練の検証・結果の津波避難計画等、ソフト対策について整理を行った。

市町村では、住民への災害情報の伝達方法や避難場所の位置等について、手引き・避難計画の作成・配布やホームページでの公開などにより、住民に対して更なる避難行動に関する広報を行っている。

亙理町及び山元町では、地形的な条件により徒歩避難では高台に到着するまでに時間を要したという震災の教訓を踏まえ、自動車を使用した避難訓練を実施し、避難所までの所要時間等を避難者等が自ら確認するとともに、渋滞箇所などの実態を把握するなどして自動車避難による課題の確認・検証を行っている。

また、今回の震災を踏まえ、大津波警報が発表された際の避難の呼び掛けにあたり、迅速、確実な避難を促すために、命令口調の呼び掛けに改める市町村もあり、石巻市、塩竈市、気仙沼市が避難訓練時に「避難せよ」、「逃げよ」といった呼び掛けを行っている。



山元町の自動車による避難訓練

¹⁰ 石巻市：『市報 いしのまき 平成25年11月1日号』（石巻市、平成25年11月）

¹¹ 名取市：「名取市民防災マニュアルを作成しました。」名取市ホームページ http://www.city.natori.miyagi.jp/news/node_27081（確認日：平成26年6月2日）

¹² 多賀城市：「みんなの防災手帳」多賀城市ホームページ <http://www.city.tagajo.miyagi.jp/iza/bousai/iz-bo-bousaitetyou.html>（確認日：平成26年10月17日）

気象庁では、今回の震災における津波警報の発表について課題の検証を行い、津波警報を改善して平成25年3月7日から運用を開始した。新たな警報では、巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表する、簡潔な表現で避難を促すなどの改善を図っている¹³。

④ 防災教育

本県では、あらゆる災害に対応できる児童・生徒の安全確保に係る新たな指針として、災害安全のみならず交通安全、生活安全（防犯を含む）を含めた学校安全に関する三領域を網羅した、本県独自の指針「みやぎ学校安全基本指針」（平成24年10月）を策定した。本指針では、東日本大震災の8つの教訓、防災主任・防災担当主幹教諭の配置と役割、心のケア、学校防災マニュアル作成のポイント等を示しており、別冊資料として学校防災マニュアル作成ガイド（平成24年10月）を作成した。平成24年4月から、県内全ての公立学校に、防災教育や防災マニュアルの作成を行う担当教諭として防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校に、防災主任の中心的な役割を担い、地域と一体となって防災教育の推進にあたる防災担当主幹教諭を配置している。

また、震災を経験した本県の子どもたちが、将来、どのような災害にあっても、自分の命を守り、共に助け合い、生き抜いていくことができるよう、小学校3・4年生向けの防災教育副読本「未来へのきずな」を平成26年3月に発行した。今後、他学年分も作成して、平成29年度末までに公立小・中・高等学校に配布するほか、絵本仕立てのものを幼稚園に配布することを計画している。

市町村では、学校での防災教育として、防災教育指針の策定・実践、教職員への研修、児童生徒を対象とした防災副読本を作成し、災害対応能力の育成を図っている。なお、文部科学省では、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための防災マニュアルを作成する際の参考となる留意事項を取りまとめた学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引きを平成24年3月に作成したほか、平成24年度からは、児童生徒等の安全確保を推進するため、主体的に行動する態度を育成するための教育手法の開発・普及等を支援する実践的防災教育総合支援事業を実施している¹⁴。

¹³ 気象庁：「津波警報の改善について」気象庁ホームページ
<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tsunami/kaizen/index.html>（確認日：平成26年6月2日）

¹⁴ 内閣府：『平成25年版 防災白書』（内閣府、平成25年7月）

第3節 広域的な連携、協定

(1) 広域的な協力体制

本県では、大規模広域災害時に県又は国による広域調整により市町村への迅速な支援が行えるよう、被災市町村への職員派遣等に関して災害対策本部の運営等に係る要綱等の見直しを行ったほか、広域応援の基盤体制となるカバー（支援）県や関東など他ブロックへの応援規定の導入等、大規模災害時の広域的な支援体制構築のため、北海道及び東北8道県の相互応援協定の見直しに向けた協議を進めている。

また、全国知事会では、平成25年3月に都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデルを作成した。この活動モデルでは、都道府県相互の広域支援を有効に機能させるため、各ブロック内で設定することとされたカバー（支援）県の具体的な活動内容や広域支援体制の構築に関する整理・検討事項等が例示されている¹⁵。

市町村では、県内外の地方公共団体と、生活必需品の提供や職員派遣、被災者の受入れなどに関して相互応援協定の締結を進めており、広域災害に備えている。

国では、災害対策基本法の改正において、応急対策業務にかかる地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設するとともに、消防、救命・救難等の人命に関わるような緊急性の極めて高い応急措置に限定されている対象業務を、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような応急対策一般に拡大した。また、他の主体との相互支援が円滑に行われるよう、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、あらかじめ地域防災計画等において相互応援の受入れを想定する等の必要な措置を講じるよう努めることとされた¹⁶。県や市町村では、これを踏まえて地域防災計画に応援計画や受援計画を位置づけ、具体的な手順や体制について準備を整えることとしている。

(2) 物流に関する連携、協定

国土交通省では、民間の物流事業者のノウハウを最大限活用すること等を内容とする支援物資物流システムの基本的な考え方を平成23年12月に取りまとめるとともに、首都直下地震等の大規模な地震が想定される4つの地域ブロックに「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を設置した。その後、各協議会において、災害時の支援物資の物流における官民の連携・協力の構築や災害時に活用する民間物資拠点のリストアップ等を検討し、平成24年3月に取りまとめを行った¹⁷。

本県では、救援物資の輸送、受入れ・保管・出庫及び物流専門家の派遣等の協力について、県倉庫協会、県トラック協会、赤帽宮城県軽自動車運送協同組合ほか民間事業者2社と協定を締結しており、今回の震災対応において協定が有効に機能したことを踏まえて、平成24年度から国土交通省東北運輸局が設置する東北地域における災害に強い物流システムの構築に関する協議会に参画し、震災の経験をもとにして物資の分類を含めた全国に展開すべき知見等の整理を行っている。

市町村では、今回の震災における連携を踏まえ、運送会社やトラック協会等と協定を締結して、支援物資の管理や災害発生時における避難所等への物資配送について協力体制を構築している。亘理町では、民間宅配業者と災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定の締結を行った。この協定に

¹⁵ 全国知事会：「平成25年4月3日『都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル』について」
全国知事会ホームページ http://www.nga.gr.jp/data/activity/committee_pt/committee/reconstruction/2013/post_972.html（確認日：平成26年10月20日）

¹⁶ 中央防災会議 防災対策推進検討会議：『第12回 防災対策推進検討会議 資料1』（内閣府、平成24年7月）

¹⁷ 内閣府：『平成24年版 防災白書』（内閣府、平成24年8月）

に基づき、災害時における優先的な町災害対策本部への物資の輸送や物資等の保管施設の運營業務の依頼が可能となった。

なお、発災直後には、被災市町村からの要請を待たずに救援物資を確保して送り込むプッシュ型の物資輸送が有効であり、災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正において、救援物資物流に係る都道府県、市町村、指定行政機関及び運送事業者等の連携対応の明記に加え、物資の確保をはじめプッシュ型の物資輸送を民間とも連携して行うことが盛り込まれた。

県では、県地域防災計画の修正において、情報が途絶した場合はプッシュ型で食料や飲料水等を送ることを追記するとともに、宮城県災害対策本部事務局運営内規において、人口や得られた情報から必要数量を推定することなどで数量把握すること、原則物資要請場所に直接配送を行う旨を明記した。平成25年7月には、市町村に対して大規模災害時に食料等を緊急配送する候補施設を照会して取りまとめ、今後の支援体制を整えている。

③ 燃料に関する連携、協定

災害時における重要施設¹⁸への燃料供給の円滑化を図るため、本県では、平成25年2月に石油連盟と災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書を締結し、災害時の給油に際して必要となる情報を収集し、石油連盟及び経済産業省資源エネルギー庁に提供している。平成24年度は災害拠点病院に関する情報を共有化し、平成25年度は県及び市町村の主要施設について情報共有を行った。

また、災害時に応急対策や避難生活を支える燃料を確保するため、本県では、県石油商業協同組合と災害協定の見直しに向けた打合せの実施や東北経済産業局の主催による東北地域災害時の石油流通に係る情報連絡会議への参加などを通して、災害時における情報収集手段や具体的な協定の見直しに向けて意見交換を行っており、今後も必要に応じて調整を実施する予定である。

市町村では、事業者等と災害時における燃料の供給協力に関して協定を締結しており、災害時に想定される燃料不足や緊急車両への燃料供給について対策を行っている。

なお、国では、災害時の石油供給体制を一層強化するため、平成24年9月に石油備蓄法を一部改正し、国家備蓄石油・LPガスの放出要件の見直し（災害により国内の特定地域への石油供給が不足する時を追加）、石油元売各社に対する供給連携計画の共同作成の義務づけ、石油販売業者に対する災害時の給油拠点となるサービスステーションの届出の義務づけ等を新たに規定した¹⁹。

また、国では、災害時に緊急車両等への優先給油を実施するための燃料を確保することを目的に、災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業を平成25年度から実施しており、県においても、災害時の燃料確保に向け、この事業の活用を検討することとしている。

④ その他の分野における連携、協定

県では、ヤフー(株)、グーグル(株)とそれぞれ協定を締結しており、災害時に円滑な情報提供が行えるよう、情報共有・情報発信について協力体制を構築している。また、東北地域内の工業用水道事業者において、相互支援体制を新たに構築するため、地域内の事業者間で協定を締結した。協定を締結した事業者の施設が被災し、独力で緊急の復旧対応が困難な場合において、被災した事業者からの支援要請に基づき、他の協定締結事業者が支援活動を行うこととしている。

¹⁸ 災害拠点病院や災害対策本部が設置される行政庁舎等

¹⁹ 経済産業省：『11月から改正石油備蓄法が施行されます～災害時の石油・LPガスの供給に関する体制の強化～』（経済産業省 資源エネルギー庁、平成24年10月30日）

また、平成26年1月末時点で沿岸7市町（仙台市、気仙沼市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町）では、それぞれ東北大学災害科学国際研究所と協定を締結し、各種防災・減災対策、震災記録のデータベース化等に関して、官学が連携して対策を進めている。

蔵王町では、今後想定される災害時に、重要通行路線の復旧作業など昼夜を問わない緊急の応急修繕に対応するため、平成25年7月19日に町内土木・建設業者と災害時における応急対策業務に関する協定を締結した²⁰。

また、大規模災害時に発生が予想される帰宅困難者については、むやみに移動を開始しないという基本原則や安否確認方法の周知とともに、一定期間施設内に留めるための場所や物資等について、発生や集中が見込まれる地域における民間事業者との連携が重要である。県では、災害時における帰宅困難者等の支援に関して（一社）日本フランチャイズチェーン協会と協定締結に向けた協議を進めている。

仙台市では、大規模災害時の帰宅困難者対策として、帰宅困難者の一時滞在場所等の提供について、商業施設やホテル、大学等との間で協定締結を進めている。

²⁰ 蔵王町：「町内建設業等事業者13社と災害協定」蔵王町ホームページ
http://www.town.zao.miyagi.jp/kurashi/kurashi_guide/seikatsu_kankyo/bousai/kyoutei.html（確認日：平成26年6月2日）

第4節 初動・応急活動

(1) 状況把握と判断

初動時には災害の状況を的確に把握するとともに、第一線で災害対応にあたる市町村を適切に支援することが重要である。本県では、被災市町村への支援体制を強化するため、市町村への災害対応のための職員派遣に関する従来の要領を全面改訂し、平成24年4月に被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領を新たに制定した。この要領では、移動や業務の安全性が確保できると判断した上での被災市町村への派遣を規定したほか、初動派遣職員・災害対策本部会議連絡職員・災害応援従事職員の3区分を設定して役割を明確化するとともに、初動派遣時の持参品を明記するなど内容の具体化を図った。

また、災害時において多様な通信手段を確保するため、本県では、平成25年2月から県内全35市町村に持参する衛星携帯電話35台を新たに購入した。被災市町村と円滑な通信体制を確立するため、県災害対策本部の地方支部等に位置づけられる各合同庁舎等にも衛星携帯電話を必要数配備するとともに、初動派遣職員の研修会等を通じて使用方法の習熟を図っている。

さらに、「みやぎ県民防災の日」総合防災訓練（6月12日）において、初動派遣職員による市町村災害対策本部の設置場所や時間外における市町村庁舎への入庁方法、道路の冠水発生箇所等の確認を実施するなど、発災時に迅速な派遣が可能となるよう、市町村へ派遣する職員に対する実践的な訓練を行っている。

災害発生時に地方自治体が初動対応を適切に行うためには、首長の判断や行動が極めて重要である。このため、内閣府と消防庁の共催により、市長を対象として全国防災・危機管理トップセミナーを開催し、首長のリーダーシップ力及び初動対応力の向上を図っている。本県においては、同セミナーを踏まえて、県内市町村長を対象とした防災・危機管理トップセミナーを開催し、首長のリーダーシップ発揮及び的確な危機対応について周知を図ることとしている。



6.12 総合防災訓練

(2) 救助活動・消防活動

平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）が公布・施行されたことを受け、消防庁では、今回の震災の教訓を踏まえて消防団の装備の基準を改正した。新たな基準では、トランシーバーなど双方向の情報伝達可能な情報通信機器の充実、安全靴やライフジャケットなど安全確保のための装備の充実、またチェーンソーや油圧ジャッキなど救助活動用資機材の充実を図っている。

石巻地区消防本部、名取市消防本部、塩釜地区消防本部など沿岸部の消防本部では、胴長靴、ウェットスーツ、救命胴衣、潜水機具など個人装備の充実を図っており、全消防職員分の救命胴衣を配備した消防本部もある。また、浸水地域にも迅速かつ円滑に出動できるよう、救命ボート（FRP製ボート、ゴムボート等）の配備を進めている。

さらに、消防職員の安全確保について、消防本部では規程・マニュアルの改正を行っている。石巻地区消防本部では、津波の浸水範囲や到達予想時刻を考慮した活動を原則とすることを掲げ、全職員へのメールによる情報伝達、津波警報発表時の沿岸部における活動の禁止、職員の安全を考慮した配備体制、津波警報発

表時には避難広報を行いながら自らも退避すること等をマニュアルに加えた。仙台市消防局では、津波警報発表時の消防職員による広報活動及び撤退の行動基準を定め、安全基準として内規で明文化した。

また、消防庁では、災害現場において、複数の機関の活動が重複を避け、効率的な活動ができるよう、大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示（マーキング）方式を導入することとした。

塩釜地区では、今回の震災後、陸上自衛隊、宮城海上保安部、塩釜警察署及び塩釜地区消防本部の防災4機関が大規模災害時の協力体制確立を目指して防災対策委員会を設置しており、これに県防災航空隊等も参加し、共同で訓練を実施している。



塩釜地区4機関合同訓練の様子（塩竈市）

今回の震災では多数の航空機が災害救援活動に従事し、大きな成果をあげたが、今後発生が危惧される大規模災害に備えて、より安全で効率的な航空機運用を行うには解決すべき技術課題があり、消防庁は、宇宙航空研究開発機構が研究開発を進めている「災害救援航空機情報共有ネットワーク（D-NET）」の技術を活用し、平成26年4月から新しい集中管理型消防防災ヘリコプター動態管理システムの運用を開始し、より円滑なヘリコプターの運用を図ることとしている。

救助活動にはヘリコプターの活用が非常に有効であるが、今回の震災では、仙台市若林区荒浜の県防災ヘリコプター管理事務所が津波により使用不能となった。このため、県では新たな防災ヘリポートの整備について、地理的・気象的条件等を考慮しながら検討を進めている。

③ 医療救護活動

震災直後から速やかに被災地で医療救護活動を展開するとともに、急性期以降も継続的に医療救護活動及び保健活動を行うため、本県では、平成25年3月に大規模災害時医療救護活動マニュアルを改定した。この改定では、医療救護活動を展開する局面を「初期救急段階における医療救護活動」から「初期救急段階から避難所が設置されている間の医療救護活動」に改め、長期間における医療救護班の派遣調整や保健衛生活動との連携にも対応する内容とした。また、災害時における情報収集・伝達体制や収集すべき情報を明確化したほか、医療救護所の設置基準、医療救護班の派遣要請・派遣調整・活動等、医療救護班とチームの連携、災害時要援護者への医療提供、市町村の相談窓口の設置、平常時からの準備、災害医療コーディネーターの役割、県外からのDMATの受入れ等について明記した。

また、県保健福祉事務所へのMCA無線の配備、協定締結団体との災害時医薬品に係る見直し協議、医薬品の集積・管理体制について協定締結団体と意見交換会を実施した。

さらに、ドクターヘリの導入について、県内全域を運航範囲とし、基地病院である仙台医療センターと東北大学病院から交代で出動する体制とし、具体的な運航手順の決定や臨時離着陸場の選定など、運航開始に向けた準備を進めている。

本県では、震災以降も、複数の病院と宮城県災害派遣チーム（宮城DMAT）の派遣に関する協定を新たに締結しており、平成25年4月時点で9つの医療関係機関と協定を締結し、関係機関との緊密な連携により被災地における緊急治療、病院支援、広域医療搬送等を迅速に行うことができるよう、DMATや災害医療コーディネーターを対象とした実践的な訓練を実施している。

市町村では、医師会、薬剤師会等と協定を締結して、医療救護活動、薬剤師の派遣、医療に関する後方支援等の協力体制を構築するとともに、管内の医療機関に対して発電機等、備品の整備を行っている。

栗原市では、救急搬送時に救急隊の活動を支援するものとして、かかりつけ医などの医療情報を記入して保管する救急情報医療キット(救急安心キット)を高齢者・要援護者宅へ配布している。

なお、厚生労働省では、災害拠点病院の指定要件等を定めた「災害時における医療体制の充実強化について」²¹を通知するとともに、平成24年3月及び平成25年9月に、DMATの活動内容、活動期間、指揮調整機能、派遣調整機能等について定めた日本DMAT活動要領を改正した^{22・23}。

(4) 災害時要援護者

今回の震災では、高齢者や障害者などをはじめ消防職団員や民生委員などの支援者も多数犠牲となったことから、国では平成25年6月の災害対策基本法の改正にあたって、避難行動要支援者名簿や被災者台帳などの新たな措置を盛り込んだ。これを受け、内閣府では、平成18年3月策定の災害時要援護者の避難支援ガイドラインを全面的に見直し、平成25年8月に避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針として、改正後の災害対策基本法に対応した指針を周知した。また、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針も新たに策定している。

なお、従来使用されてきた災害時要援護者は、今回の法改正以降、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を要配慮者といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人を避難行動要支援者ということになった。

本県では、平成18年に取りまとめた災害時要援護者支援ガイドラインについて、震災の教訓を踏まえつつ災害対策基本法改正や国の上記取組指針等の内容を反映して、平成25年12月に宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインに改訂した。同ガイドラインでは災害時において有益な情報である名簿の作成や取扱い、関係者間での事前の情報共有、要支援者の同意の取扱いなど市町村が取り組む対策について具体的に記載している。また、名簿のように平時から取り組む対策のほか、災害発生時における支援対策として、高齢者や障害者、外国人などそれぞれの状況を配慮した防災情報の伝達、支援体制、避難所における対策を記載している。さらに、本県では、災害対策基本法改正及び国の取組指針の内容に加え、要配慮者自身の取組、平常時からの見守り体制の構築、震災関連死の防止など県ガイドラインの独自項目を設け、市町村に対して活用を働きかけている。

市町村では、上記の国の取組指針及び県のガイドラインを踏まえ、避難行動要支援者等に対する支援方策の検討を進めている。また、福祉避難所の設置運営や要援護者の移送収容などについて事業者、NPO法人等と協定の締結を進めており、災害時の要援護者対応について対策を行っている。

²¹ 厚生労働省：『災害時における医療体制の充実強化について』（平成24年3月21日通知）

²² 厚生労働省：『日本DMAT活動要領の一部改正について』（平成24年3月30日通知）

²³ 厚生労働省：『日本DMAT活動要領の一部改正について（通知）』（平成25年9月4日通知）

第5節 避難所、被災者支援、生活再建

(1) 避難所

今回の震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正において避難所における生活環境の整備に関する規定が新たに設けられた。この規定を受けて内閣府では、平成25年8月に避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を新たに策定した。この指針では、避難所の組織体制や周知、備蓄など平常時からの対応と避難所の設置や運営、在宅避難までを含めた発災後の対応について記載している。

市町村では、この国の取組指針のほか、震災における経験や教訓をもとにして、避難所の運営に関するマニュアル等を作成している。また、避難所において食料や医療品等の備蓄品が不足したという教訓を踏まえて、備蓄計画の見直しや備蓄倉庫の整備事業を進め、物資調達に関しては事業所等と協定を締結し、物資・食料の調達に関する協力体制を構築している。さらに、市町村によっては、避難所運営に係る電源確保について再生可能エネルギー等導入補助金を活用し、指定避難所などへ太陽光発電や蓄電池といった再生可能エネルギー活用設備を導入し、災害に強い避難所の整備を進めている。

仙台市では、全市で共通する事項をまとめた仙台市避難所運営マニュアルを作成するとともに、住民、施設管理者、市の3者が協議し、地域の実情に合わせた地域版避難所運営マニュアルの作成を191か所の指定避難所ごとに進めている。併せて、平成25年4月から本庁各課を中心に指定避難所ごとに避難所担当課を割り当て、3者が意識、情報を共有し、お互いの顔が見える関係を平常時より構築することにより、円滑な避難所運営を目指すこととしている。また、地域版避難所マニュアルの作成支援として有識者を支援アドバイザーとして派遣したり、仙台市避難所運営マニュアルについて、視覚的にも分かりやすいように解説を加えたDVDを作成し、町内会をはじめとする避難所運営関係者に配布している²⁴・²⁵・²⁶。さらに、全指定避難所に、情報収集用テレビ、プライバシー確保用のテント式プライベートルーム、LPガス発電機などを配備した²⁷。

また、災害対策基本法の改正において新たに安否情報の提供に関する規定が設けられ、地方公共団体が安否の照会に回答するための取扱いが示された。前述の国の取組指針では、市町村において避難者名簿を作成して被災者台帳に引継ぎ、継続的な被災者支援に活用することが盛り込まれており、これらの法改正及び取扱指針に基づき、個人情報保護に配慮した上で避難者の安否情報を提供することが可能とされている。

なお、今回の震災では、避難所の指定の有無にかかわらず多数の地域住民が学校に避難したことから、県教育委員会では平成24年10月に、県立学校が避難所として利用されることに係る基本的な考え方を取りまとめ、事前準備、避難所の設置及び運営主体、防災教育、施設整備等の事項に関して今後講ずべき対策の方針を提示している。

(2) 保健・公衆衛生

県では、災害時に被災者への保健・医療活動を行うため、平成25年4月に宮城県災害時公衆衛生活動ガイドラインを新たに策定し、災害時における公衆衛生活動の基本的姿勢や考え方、組織体制、被災市町村支援のための専門職派遣、受入体制、活動指針を定めるとともに、宮城県災害時公衆衛生活動マニュアルを作成し、公衆衛生活動の具体的内容や活動に使用する各種帳票類、普及啓発用資料についても整備した。なお、

²⁴ 仙台市：「避難所運営マニュアル」仙台市ホームページ http://www.city.sendai.jp/kurashi/shobo/keikaku/1208133_1391.html（確認日：平成26年7月7日）

²⁵ 仙台市：「『仙台市避難所運営マニュアル解説用DVD』を作成しました（発表資料）（平成26年1月28日）」仙台市ホームページ <http://www.city.sendai.jp/kaiken/140128dvd2.html>（確認日：平成26年6月3日）

²⁶ 内閣府：『平成26年版 防災白書』（内閣府、平成26年7月）

²⁷ 仙台市防災会議：『仙台市地域防災計画【共通編】』（仙台市防災会議、平成26年4月）

本ガイドライン・マニュアルと整合させる形で、環境・衛生などの確保に関するマニュアル（県環境生活部）、災害時こころのケア活動マニュアル（県精神保健福祉センター）など、各種マニュアルを整備している。

保健福祉に関する各種課題については、平成23年11月から保健福祉部内各課室及び県保健福祉事務所との情報共有等を行うとともに、被災者の生活支援に関する情報を一元的に集約・管理する組織として保健福祉部被災者生活支援調整会議を設置していたが、平成24年7月からはさらに被災者健康支援会議を設置し、公衆衛生活動、災害時保健活動、こころのケア、まちづくり等の有識者を招聘して各種施策に対するアドバイスを得て、被災者の健康の支援に向けた取組を進めている。

(3) 男女共同参画の視点

避難所生活をはじめとして災害対策全般において女性への配慮の必要性が指摘されたことを踏まえ、内閣府では、これまでの災害対応における経験をもとに、平成25年5月、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を取りまとめた²⁸。

本県では、内閣府の取組指針及び震災の教訓を踏まえて、平成25年11月に、男女共同参画・多様な視点 みんなで備える防災・減災のてびきを発行し、多様な生活者の視点から考える防災対策について周知を行ったほか、これを活用して地域で実践するリーダーを養成するための防災対策実践講座を開催した。

また、防災に関する政策の検討や意思決定において女性の意見をより反映させやすくするため、平成24年6月の災害対策基本法の改正に基づき、防災会議委員として自主防災組織のリーダーや学識経験者を構成員に追加できるようになったことを受け、県防災会議への女性委員の積極的な登用を図った。

仙台市では、震災を契機に女性の視点を生かした防災の取組を積極的に推進している。女性の視点による地域防災ワークショップ（平成25年6月）を受講した市民と（公財）せんだい男女共同参画財団の職員により、せんだい防災プロジェクトチームが結成され、仙台版防災ワークショッププログラムを作成し、地域で実施するなど、地域の防災のあり方を女性の視点から見直す活動を行っている²⁹。



仙台版防災ワークショップ（仙台市）

(4) 住環境の整備

プレハブ仮設住宅や民間賃貸借上住宅の供給、恒久住宅への移行など被災者の住環境の整備については、関係機関における事前の連携や協定が有効である。本県では、民間賃貸借上住宅の供給にあたり、取扱方法の整理や円滑な対応のため、平成25年10月16日に現行の協定を見直し、（公社）宮城県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会宮城県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会の3団体と災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定として新たに締結した。また応急修理については、災害時において市町村が実施する被災住宅の応急修理の事務を支援するため、平成24年10月に宮城県建設職組合連合会など関係団体と協定を締結している。

²⁸ 内閣府男女共同参画局：「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月）」内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/index.html>（確認日：平成26年6月3日）

²⁹ 仙台市：「市政だより2013年11月号・わたしの防災宣言」仙台市ホームページ <http://www.city.sendai.jp/soumu/kouhou/shisei/sis1311/bousai.html>（確認日：平成26年6月3日）

恒久住宅への移行については、県、市町村、NPO など保健福祉分野の関係者をはじめ様々な部署と課題等を共有、連携し、多角的視点を持って取り組むため、より具体的な被災者支援活動の参考として活用できる恒久住宅移行期における被災者生活支援活動の課題と取組例を平成25年10月に策定・公表した。

岩沼市では、被災者がプレハブ仮設住宅に沿岸の地区コミュニティ単位で入居しており、被災当初から地区単位の話し合いを定期的に開催していたことから、集団移転についても、地区ごとに検討を行い、その判断を踏まえ6地区の移転を決定した。

国では、プレハブ仮設住宅の建設及び民間賃貸借上住宅のあり方については、厚生労働省と国土交通省が連携し、都道府県等も参画して検討を行い、プレハブ仮設住宅の建設に関する都道府県向けマニュアル（応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ³⁰）や都道府県と民間賃貸住宅の関係団体が事前に協定を結ぶ際の協定内容の例を取りまとめた³¹。

⑤ 生活再建支援

今回の震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正において被災者台帳の作成等に関する規定が新たに設けられた。応急対策期から復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務において、被災者に対して遺漏や重複なく適切に支援を行うことが必要であり、内閣府では、平成26年1月に被災者台帳関連事項の運用に関する通知において、被災者台帳作成における住民基本台帳ネットワークの活用など運用における具体的な取扱を周知した。市町村では、法改正及び同通知を踏まえ、地域防災計画への反映を行うとともに被災者台帳の運用について検討を進めている。

本県では、被災者の生活を中心とした支援に関する内容と問合せ先を取りまとめたみやぎ被災者生活支援ガイドブックを発行し、応急仮設住宅や県外避難の被災者に送付している。

また、被災者の生活再建には雇用の確保が大きな役割を果たすものであり、国では雇用創出基金事業や中小企業等への支援など各種の施策を実施している。本県では、国の雇用創出基金を活用し、山元町の直接事業として被災地における車両誘導、塩竈市の農業技術の伝承事業、富谷町の林業技術の伝承事業、亘理町のストロベリーファームにおいて高齢者を雇用したいちご狩りによる観光交流事業など、様々な事業を実施している。

中小企業の復旧・復興支援として、本県では、県単独事業として、生産施設及び生産設備の復旧を支援する予算措置を平成23年8月に行っており、この中で中小企業施設設備復旧支援事業として平成25年12月までに93件の補助金交付を決定した。また、国の支援制度を補完し、中小企業等への多様な支援制度の充実を図るため、本県では、伝統的工芸品事業者への販売促進費の補助金交付や被災地域において創業する者に資金を助成する被災地再生創業支援事業を実施した。さらに、復興支援に関する相談助言事業や巡回相談員による復興企業フォローアップ事業も実施している。

⑥ 広域避難

市町村や県を越える広域的な避難については、円滑に実施するための仕組みや広域避難者への支援方法の確立が課題となったことから、国では災害対策基本法改正や防災基本計画の修正において広域避難の調整規定を新たに設けた。これらを受けて、県では、地域防災計画の修正において広域避難者への支援について新たに盛り込んだ。

³⁰ 国土交通省住宅局住宅生産課：『応急仮設住宅建設必携の中間とりまとめについて』（国土交通省、平成24年5月）

³¹ 厚生労働省・国土交通省：『災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について』（平成24年4月27日通知）

また、県では、県外避難者の避難先における生活の安定確保及び帰郷のための支援方針等を示し、早期帰郷を図ることにより、地域コミュニティの再構築と一日も早い生活再建を推進するため、平成25年3月7日に県震災復興本部にて県外避難者の帰郷支援に関する方針を策定し、県外避難者（平成26年3月11日時点の登録者数：8,097人）への具体的な帰郷支援対策、県外避難者の所在把握、県外避難者への情報提供、市町村及び避難先地方公共団体等との連携について示した。その他、県東京事務所に県外避難者支援員を配置し、首都圏等へ避難している被災者を対象に情報提供等の支援を行っている。

(7) ボランティア

県では、ボランティアセンターの開設やボランティアの受入体制の強化を図るため、県災害VCの設置・運営主体となる県社会福祉協議会及びみやぎ災害救援ボランティアセンターと協議を行い、今回の震災における災害VC活動の検証を行うとともに、災害VC運営のための手順書の策定を進めている。また、想定を超える災害時には市町村への行政支援が優先されることから、災害VCへの職員の派遣に関する要領について見直しを行っている。

災害時に多数のボランティアの参集が見込まれる場合に備え、ボランティアの受入体制の強化を、災害時にはNPOなど多様な団体と連携して被災者支援にあたることが必要であり、平常時から各機関と連携することが重要である。災害ボランティア活動を円滑に推進するため、県災害VC支援連絡会議を開催し、関係団体相互間の情報交換及び交流を図っている。

(8) 災害廃棄物・有害物質の処理

国では、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定した。今回の震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について必要事項を整理するとともに、有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の対策等も盛り込まれている。

本県では、県地域防災計画の修正において、災害廃棄物の処理については、災害廃棄物の計画的な処理の実施、建築物の解体等による石綿の飛散防止、海に流出した災害廃棄物の処理等の項目を盛り込んだ。市町村では、市町村地域防災計画の修正において、処理施設の耐震化を図ることや大量に災害廃棄物が発生した場合の処理・処分体制の確立等について盛り込まれている。

なお、本震災で発生した災害廃棄物の処理は平成25年度末をもって終了しており、今後、災害廃棄物処理全般の課題整理や検証を行い、県災害廃棄物処理計画の策定を予定している。

(9) 東京電力福島第一原発事故の影響への対策

東京電力福島第一原発事故による県内への影響について、放射線・放射能に関する正確な情報を県内外に分かりやすく迅速に伝えるため、本県では、各種放射線・放射能の測定値や県の方針等を公表するポータルサイトを開設しており、県民の放射線・放射能に対する不安の払しょくを目標として、サイトコンテンツの内容充実にも努めている。平成24年8月には外部サイトの空間放射線量データの取り込み、平成25年2月には丸森町設置モニタリングポストデータの取り込み、平成25年10月には検索機能強化などの改修を行い、県民の必要とするデータを容易に検索できるようにした。

食品への影響については、本県では、肉用繁殖牛や乳用牛の廃用牛の生体検査（平成24年3月開始）、生体検査を条件とした廃用牛の成畜市場の再開（平成24年9月）を行ったほか、牧草の給与自粛要請及び説明

会の開催、汚染飼料対策として給与自粛牧草等処理円滑化事業（汚染飼料の一時保管施設の設置と一時保管の実施、市町村への情報提供等）を実施している。

このほか、企業等を対象とした相談事業を引き続き継続しているほか、工業製品等のサーベイメーターによる放射線量率測定に加え、平成24年1月4日からはゲルマニウム半導体検出器による放射能濃度測定も開始し、本県の産業に関する信頼性確保に努めている。

平成24年8月、汚染状況重点調査地域指定市町以外の市町村に対し、精密型の放射線測定器を配備し、放射線量測定が円滑に行えるようにした。また、簡易型放射能測定器を市町村に配備し、住民が持ち込む食材の測定にも対応している。



ゲルマニウム半導体検出器による測定

なお、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原子力規制委員会が原子力災害対策指針を制定し、「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」を原子力発電所からおおむね30kmに拡大したことから、防災基本計画に基づき、県、女川町及び石巻市に加え、新たに当該区域に加わった登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町が地域防災計画〔原子力災害対策編〕を策定した。また、これらの市町以外においても、原子力災害から住民の生命、身体及び財産を保護すること等を目的に、地域防災計画の修正に際して新たに原子力災害対策編の策定に向けた対応が見受けられる^{32・33}。

³² 栗原市：「栗原市地域防災計画」栗原市ホームページ <http://www.kuriharacity.jp/index.cfm/11,25,87,html>（確認日：平成26年6月3日）

³³ 美里町防災会議・水防協議会：『美里町地域防災計画（原子力災害対策編）』（美里町防災会議、平成25年3月）

第6節 復旧・復興、未来への伝承

(1) 災害復旧工事

災害復旧事業は原形復旧が基本であるが、被害が極めて甚大であったことから、海岸保全施設等については、国から津波防護レベル（L1：数十年から百数十年に一度発生する比較的発生頻度の高い津波）までの復旧を認めてもらい整備を進めている。また、事業を実施するにあたり、膨大な量となる用地買収、工事積算、工事監督等の業務について、その一部を業務委託することにより事業の効率化を図っている。

なお、県発注工事等における対策では、被災者の雇用や地元企業を優先する「特別簡易型」総合評価落札方式の導入などにより手続の迅速化が図られたものの、平成23年秋口以降、入札不調が増加しており、早期復旧・復興への影響が懸念されることから、本県では、平成24年度から建設資材の安定確保、予定価格の適正な設定、入札・契約制度の的確な運用・改善などの対策を講じている。

市町村では、まちづくりに関するガイドライン作成をするなど、目標像や実現化方策を検討しながら復旧を進めている。女川町や東松島市等においては、段階的な工事を大括りして設計・施工・監理をまとめて発注するコンストラクション・マネジメント方式³⁴を活用することにより、迅速で円滑な復興事業の推進に取り組んでいる。

津波被害を踏まえて、沿岸市町では住宅や福祉施設等の高台移転が進められており、本県では障害者施設の津波対策としての高台移転に対して補助金を交付している。また、沿岸市町では防災集団移転促進事業として住宅の高台移転が進められており、移転先となる土地の取得・整備、住民説明会の開催、土地区画整理、災害公営住宅の建設などに取り組んでいる。

(2) 産業・観光の復興

農業の復興については、沿岸部の11市町と共同で、農業版の復興推進計画（民間投資促進特区）を作成し、平成24年9月28日に内閣総理大臣から認定を受け、平成25年2月から、7事業者（8件）を指定事業者として指定している。指定事業者は津波浸水地域及び隣接地域の復興産業集積区域において、農業・飲料製造業等を実施し、農業振興及び雇用創出に寄与している。

水産業の復興については、石巻市桃浦地区における水産業復興特区の取組が新たに進められているほか、復興に合わせて協業化の推進が図られており、9月から平成24年4月まで共同利用漁船等復旧支援対策事業等の各種補助事業の受皿となる漁業生産組合や施設保有漁協の設立手続を指導し、水産業の協業化に向けた取組支援を行った。

また、農業・水産業にとって地域の生産活動の拠り所である農業協同組合及び漁業協同組合の早期の機能回復を図るため、本県では、9月から農水産業団体被災施設等再建整備支援事業や平成25年度から水産業協同組合に中小企業診断士を派遣する組合経営指導事業を実施している。

その他、風評被害対策及び産業・観光振興のため、港湾や空港の利用促進に向けたPR活動のほか、観光キャンペーンやイベントを県内外において各種実施している。

³⁴ CM（Construction Management）方式は、米国で多く用いられている建設生産・管理システムの1つであり、発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計、発注、施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うものである。CM方式の導入が進めば、発注者にとって選択肢の多様化、コスト構成の透明化とそれによる適正価格の把握、民間のマネジメント技術の活用等の効果が期待される。

気仙沼市では、平成25年3月に観光に関する戦略の方策を取りまとめ、平成25年6月に国から復興推進計画認定を受けた。税額控除等の特例により、観光関連産業の復旧・復興と集積化を図るものとして、平成26年2月末現在、57事業者を指定している。

③ 復興に関する広報

本県では、復興の状況を目に見える形で具体的に示すため、復興の進捗状況について、平成24年4月から定期的に公表してホームページに掲載している。主な取組状況を数値やグラフを多用して分かりやすく取りまとめたもので、平成24年度は年6回、平成25年度からは毎月1回公開した。

また、被災者や県外への避難者に向け、復興状況やイベント、被災者支援などの情報を記載した「みやぎ復興プレス」を発行している。さらに、今回の震災において全国から受けた多大な支援への感謝を表すとともに、震災の風化防止の一助とすることを目的として、平成24年3月から毎年、1年間の復興の様子、被災者の姿や思いなどを「みやぎ・復興の歩み」として取りまとめ、国や全国の地方公共団体、関係機関等に発送している。

④ 「みやぎ鎮魂の日」の制定

震災発生から1年となる平成24年3月11日、政府主催により天皇皇后両陛下の御臨席のもと、東日本大震災一周年追悼式が東京で開催された³⁵。本県では震災復興の途上にて大震災による県民犠牲者に対し、国・市町村とともに、県として追悼の意を表することを主旨として献花台や記帳所の設置を行っており、被災した地方公共団体の多くでそれぞれ追悼の式典が行われた。二周年となる平成25年3月11日にも同様に、国・地方公共団体その他様々な場で追悼の式典や行事が行われた³⁶。



県庁内に設置された献花台

本県では、3月11日の位置づけについて検討を重ねた結果、震災で亡くなられた方々に追悼の意を表し、震災の記憶を風化させることなく後世に語り継いでいくため、3月11日を「みやぎ鎮魂の日」と定めることとし、平成25年3月にみやぎ鎮魂の日を定める条例を制定した。

震災から3年目となる平成26年3月11日、初めてのみやぎ鎮魂の日を迎え、県では献花台や記帳所の設置に加え、県立学校の休校などの対応のほか、県外向け震災復興広報事業として、全国紙（読売・朝日・毎日・産経）の各新聞紙面において、感謝の意と復興に向けた取組を掲載した。

また、市町村においても追悼式典の開催や黙祷のほか、展示会、コンサート、パネル展示や映像の上映会など、各種の関連行事が行われた。気仙沼市では、サーチライトで光の柱を立ち上げる「3月11日からのヒカリプロジェクト」や追悼打ち上げ花火が、名取市では絵灯籠を飾り復興を願う「3.11閉上追悼イベント2014」が開催され、石巻市や女川町では拾得物等の展示・返却会が実施された。

³⁵ 首相官邸：「平成24年3月11日 東日本大震災一周年追悼式」首相官邸ホームページ
<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/actions/201203/11tsuitou.html>（確認日：平成26年6月3日）

³⁶ 首相官邸：「平成25年3月11日 東日本大震災二周年追悼式」首相官邸ホームページ
http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/actions/201303/11tsuito.html（確認日：平成26年6月3日）

(5) 未来への伝承

今後も発生が予想される災害から身を守り被害を軽減するためには、震災の経験を後世に伝承していく取組が重要である。本県では、震災への対応を検証した記録を「東日本大震災―宮城県の6か月間の災害対応とその検証―」、「東日本大震災（続編）―宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証―」として作成したほか、環境生活部・保健福祉部・農林水産部・土木部・企業局など各部局や事務所においても災害対応や復旧の状況に関する記録を取りまとめた。また、今回の震災を記憶にとどめ後世に残すとともに防災意識の向上を図るため、記録映像DVD「東日本大震災～宮城県の記録～」を作成し、防災教育にも役立ててもらえるよう県内の学校に配布したほか、県が実施する出前講座等において活用している。

また、「3.11 伝承・減災プロジェクト」として、津波浸水表示板の設置、津波防災シンポジウムの開催、伝承サポーター制度の導入など、被災事実を後世に伝承し迅速な避難行動につながる様々な試みに取り組んでいる。さらに、平成26年度からは市町村と連携して、震災の被災状況や復興過程、支援内容などを記録した写真や文書のデジタルアーカイブを構築し、地域防災や減災教育への利用を念頭に、独自のウェブサイトを開設してデータを公開する。事業は、独自に収集した資料を震災文庫として公開する県図書館を軸に、市町村の担当者とアーカイブ手法を検討して作業を進めることとしている。

なお、目に見える形で震災を後世に伝える震災遺構について、本県では平成25年12月に有識者会議を設け、そのあり方や保存の意義等の検討を進めている。

市町村では、震災の記憶や記録を後世に伝えるため、関連資料の保存及び公開、祈念公園の整備、震災遺構の保存の検討、語り部の養成等を行い、様々な形で伝承事業に取り組んでいる。

石巻市や気仙沼市、山元町では、有識者を交えて震災伝承を検討する委員会や会議を設置し、住民アンケート調査等を参考に震災遺構について検討を行っている^{37・38・39}。

仙台市では、震災復興計画の重点取組の一つに「震災メモリアルプロジェクト」を掲げ、被災や復興の記録・発信、メモリアル施設の整備などについて、市民との協働で進めている⁴⁰ほか、平成25年9月から、市民一人ひとりが「震災を伝える」ための多様な視点を学ぶ講座「伝える学校」を定期的に開催している⁴¹。

塩竈市では、「自然の力を 心に刻み 未来を見つめ 塩竈に生きる」との碑文を刻んだ東日本大震災モニュメントを千賀の浦に整備し、震災2周年に合わせて除幕式を行った。

東松島市は、被害や復興の取組に関する映像制作、被災者の体験談の動画記録を行うほか、携帯電話等で読み取るとその場所の浸水高や被災状況を見られるQRコードを、公共施設や商店など市中に設置し、その情報や浸水域を記載した「震災訪ね歩き案内パンフレット」を作成して視察や防災教育に役立てることとしている⁴²。

女川町では、震災直後に入学した中学生たちが、社会科の授業を通じて防災のプランを考え、町内の津波到達地点に石碑を建てる「いのちの石碑プロジェクト」を立ちあげた。中学生たちが様々な場で津波対策案

³⁷ 石巻市：「石巻市震災伝承検討委員会」石巻市ホームページ
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10181000/0080/20140124115959.html>（確認日：平成26年6月3日）

³⁸ 気仙沼市：『気仙沼市東日本大震災伝承検討会議の設置について』（気仙沼市、平成25年10月25日）

³⁹ 山元町：「山元町震災伝承検討委員会」山元町ホームページ
<http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/soshiki/5/1266.html>（確認日：平成26年6月3日）

⁴⁰ 仙台市：「プロジェクト10：『震災の記憶を後世に伝える』震災メモリアルプロジェクト」仙台市ホームページ
http://www.city.sendai.jp/shisei/1202539_1984.html（確認日：平成26年6月3日）

⁴¹ 仙台市：「震災メモリアル・市民協働プロジェクト『伝える学校』」仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/manabu/shimin/memorial/index.html>（確認日：平成26年6月3日）

⁴² 国立国会図書館：『宮城県東松島市、東日本大震災を語り継ぐ事業を拡充（平成26年2月27日）』国立国会図書館カレントアウェアネス・ポータルホームページ <http://current.ndl.go.jp/node/25574>（確認日：平成26年6月3日）

の発表を行うとともに募金活動にも取り組み、今後、町内の全ての浜に合計21基の石碑を建立することを計画している。平成25年11月23日、女川中学校に建立された最初の石碑の中央には次の文字が刻まれている⁴³。

「女川いのちの石碑 千年後の命を守るために」

⁴³ いのちの石碑プロジェクト ホームページ <http://www.inotinosekihi.com> (確認日：平成26年6月3日)

第10章 東日本大震災の教訓を生かした防災対策の推進

【参考文献】

- 1) 宮城県：「木造住宅耐震診断・改修工事及びブロック塀除去等の市町村助成一覧」宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/taishinshicyouson.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 2) 文部科学省：『公立学校施設の耐震化の推進について（通知）』（平成25年8月7日通知）
- 3) 宮城県：「市町村学校施設担当への連絡事項」宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sisetsu/renrakuzikou.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 4) 宮城県土木部：『災害に強いまちづくり宮城モデル構築に向けた取組（平成24年度版）』（宮城県土木部、平成25年3月）
- 5) 石巻市：『平成25年度 第3回 石巻市震災復興推進本部会議 資料1』（石巻市、平成25年6月25日）
- 6) (独) 都市再生機構：『多賀城市で津波避難ビルとなる災害公営住宅建設が始動～多賀城市桜木地区でUR都市機構に建設を要請～（平成24年3月30日）』
- 7) 宮城県：『宮城県災害対策本部要綱の一部を改正する要綱』（宮城県）
- 8) 仙台市：「仙台市地域防災リーダー（SBL）を紹介します。」仙台市ホームページ http://www.city.sendai.jp/shobo/1211907_2447.html（確認日：平成26年6月2日）
- 9) 名取市：『名取市地域防災リーダー養成研修会の開催について（ご案内）』（平成24年12月）
- 10) 石巻市：『市報 いしのみき 平成25年11月1日号』（石巻市、平成25年11月）
- 11) 宮城県：「宮城県津波対策ガイドライン」宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikitaisaku/ks-tsunami-gaidorain-top.html>（確認日：平成26年6月2日）
- 12) 気象庁：「津波警報の改善について」気象庁ホームページ <http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tsunami/kaizen/index.html>（確認日：平成26年6月2日）
- 13) 宮城県：「学校安全トップページ」宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/supoken/anzen.html>（確認日：平成26年10月20日）
- 14) 宮城県：「みやぎ防災教育副読本」宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/supoken/fukudokuhon.html>（確認日：平成26年10月20日）
- 15) 名取市：「名取市民防災マニュアルを作成しました。」名取市ホームページ http://www.city.natori.miyagi.jp/news/node_27081（確認日：平成26年6月2日）
- 16) 多賀城市：「みんなの防災手帳」多賀城市ホームページ <http://www.city.tagajo.miyagi.jp/iza/bousai/iz-bo-bousaitetyou.html>（確認日：平成26年10月17日）
- 17) 内閣府：『平成25年版 防災白書』（内閣府、平成25年7月）
- 18) 中央防災会議防災対策推進検討会議：『第12回 防災対策推進検討会議 資料1』（内閣府、平成24年7月19日）
- 19) 全国知事会：「平成25年04月03日『都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル』について」全国知事会ホームページ http://www.nga.gr.jp/data/activity/committee_pt/committee/reconstruction/2013/post_972.html（確認日：平成26年10月20日）
- 20) 内閣府：『平成24年版 防災白書』（内閣府、平成24年8月）
- 21) 宮城県：『災害時における防災協定等締結状況一覧（平成26年3月18日現在）』
- 22) 経済産業省資源エネルギー庁：『11月から改正石油備蓄法が施行されます～災害時の石油・LPガスの供給に関する体制の強化～』（経済産業省資源エネルギー庁、平成24年10月30日）
- 23) 蔵王町：「町内建設業等事業者13社と災害協定」蔵王町ホームページ http://www.town.zao.miyagi.jp/kurashi/kurashi_guide/seikatsu_kankyo/bousai/kyoutei.html（確認日：平成26年6月2日）
- 24) 宮城県：「大規模災害時医療救護活動マニュアル（改訂版）」宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoku/iryokyugomanyaru.html>（確認日：平成26年6月2日）
- 25) 宮城県：「ドクターヘリの導入について」宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoku/doctorheri.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 26) 厚生労働省：『災害時における医療体制の充実強化について』（平成24年3月21日通知）
- 27) 厚生労働省：『日本DMAT活動要領の一部改正について』（平成24年3月30日通知）
- 28) 厚生労働省：『日本DMAT活動要領の一部改正について』（平成25年9月4日通知）
- 29) 宮城県：「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/guideline.html>（確認日：平成26年6月2日）
- 30) 仙台市：「避難所運営マニュアル」仙台市ホームページ http://www.city.sendai.jp/kurashi/shobo/keikaku/1208133_1391.html（確認日：平成26年7月7日）
- 31) 仙台市：『「仙台市避難所運営マニュアル解説用DVD」を作成しました（発表資料）（平成26年1月28日）」仙台市ホームページ <http://www.city.sendai.jp/kaiken/140128dvd2.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 32) 仙台市防災会議：『仙台市地域防災計画【共通編】』（仙台市防災会議、平成26年4月）
- 33) 宮城県：『「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」』『宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル』宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/public-health.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 34) 内閣府男女共同参画局：「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月）」内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/index.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 35) 宮城県：「男女共同参画・多様な視点 みんなで備える防災・減災のてびき」宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/tebiki.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 36) 仙台市：「市政だより2013年11月号・わたしの防災宣言」仙台市ホームページ <http://www.city.sendai.jp/soumu/kouhou/shisei/sis1311/bousai.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 37) 宮城県：『「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」の締結について（防災砂防課ほか）」宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/20131011-2.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 38) 宮城県：「恒久住宅移行期における被災者生活支援活動の課題と取組例」宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/jutakuikokishien.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 39) 宮城県：『岩沼市の防災集団移転の事業概要等』

- 40) 国土交通省住宅局住宅生産課：「応急仮設住宅建設必携の中間とりまとめについて（国土交通省、平成24年5月）」
国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000369.html（確認日：平成26年6月3日）
- 41) 厚生労働省・国土交通省：『災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について』（平成24年4月27日通知）
- 42) 宮城県：「県外避難者の帰郷支援について」宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/kikyousien.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 43) 宮城県：「放射能情報サイトみやぎ」宮城県ホームページ
<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/?pview=true>（確認日：平成26年6月3日）
- 44) 栗原市：「栗原市地域防災計画」栗原市ホームページ
<http://www.kuriharacity.jp/index.cfm/11,25,87.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 45) 美里町防災会議・水防協議会：『美里町地域防災計画（原子力災害対策編）』（美里町防災会議、平成25年3月）
- 46) 宮城県出納局契約課：『「平成24年度建設工事の入札結果について」の概要』（平成25年6月10日）
- 47) 宮城県：「復興の進捗状況」宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/shintyoku.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 48) 宮城県：「みやぎ復興プレスを発行しました」宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/press.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 49) 宮城県：「復興の歩みについて」宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/ayumi.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 50) 首相官邸：「平成24年3月11日 東日本大震災一周年追悼式」首相官邸ホームページ
<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/actions/201203/11tsuitou.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 51) 首相官邸：「平成25年3月11日 東日本大震災二周年追悼式」首相官邸ホームページ
http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/actions/201303/11tsuitou.html（確認日：平成26年6月3日）
- 52) 宮城県：『「みやぎ鎮魂の日」のお知らせ』宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubou/tinkon.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 53) 宮城県：「3.11 伝承・減災プロジェクト」宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/0311densyogensaip/>（確認日：平成26年6月3日）
- 54) 宮城県：「宮城県震災遺構有識者会議」宮城県ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/site/hukkousien/ikoukaigi.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 55) 石巻市：「石巻市震災伝承検討委員会」石巻市ホームページ
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10181000/0080/20140124115959.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 56) 気仙沼市：『気仙沼市東日本大震災伝承検討会議の設置について』（気仙沼市、平成25年10月25日）
- 57) 山元町：「山元町震災伝承検討委員会」山元町ホームページ
<http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/soshiki/5/1266.html>（確認日：平成26年6月3日）
- 58) 仙台市：「プロジェクト10：『震災の記憶を後世に伝える』震災メモリアルプロジェクト」仙台市ホームページ
http://www.city.sendai.jp/shisei/1202539_1984.html（確認日：平成26年6月3日）
- 59) 仙台市：「震災メモリアル・市民協働プロジェクト『伝える学校』」仙台市ホームページ
http://www.city.sendai.jp/manabu/shimin/memorial/1214007_2864.html（確認日：平成26年6月3日）
- 60) 東松島市図書館：「東松島市図書館からお知らせ」東松島市図書館ホームページ
<http://www.lib-city-hm.jp/lib/osirase/osirase.html>（確認日：平成26年12月28日）
- 61) いのちの石碑プロジェクト ホームページ <http://www.inotnosekihi.com>（確認日：平成26年6月3日）
- 62) 厚生労働省：『被災地の雇用創出基金事業について』（厚生労働省、平成24年4月25日）
- 63) 東北大学電気通信研究所：『災害に強い無線通信ネットワーク構築～市町村や民間事業者と連携した研究成果～』（宮城県高度情報化推進協議会、平成26年2月28日）
- 64) 国土交通省：『CM方式活用ガイドラインー日本型CM方式の導入に向けてー（平成14年2月6日）』国土交通省ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/kikaku/cm/cmguide1.htm>（確認日：平成26年6月6日）
- 65) 内閣府：『平成26年版 防災白書』（内閣府、平成26年7月）

結 び

東日本大震災を振り返るとき、過去の自然災害や事故において経験したことがない、厳しい現実さらされたことを改めて認識いたします。国内観測史上最大規模の地震、広範な地域に襲来した巨大津波、失われた多くの尊い人命と史上最悪とも推計される経済的損失、くらしやなりわいの場であったコミュニティの分断、そして、原子力発電所事故による各方面への重大かつ長期にわたる影響など、過酷な事態が重なり合った、まさに未曾有の大災害であったと言えます。

もとより本県では、高い確率でその発生が予想されていた宮城県沖地震に備え、様々な防災対策に取り組んでまいりました。このことは、今回の震災において、地震による被害の軽減に結びついた一方で、想定を大きく上回る津波被害への対処では困難を極め、災害対応の難しさを痛感させるものとなりました。

この検証記録誌では、震災に伴う本県や市町村、国、防災関係機関等の活動記録を中心に、これらの現実に真摯に向き合うことで得られた貴重な教訓とこれに基づき新たに推進を図ろうとする防災・減災の取組などを取りまとめました。

震災以降、本県等が取組を進める住宅の高台移転や防潮堤・道路等による多重防御、情報伝達体制の拡充、地域特性を考慮した避難計画などの様々なハード整備やソフト対策が、たとえ今回の震災を上回る災害が発生したとしても、人命の保全、被害の最小化につながり、結実することを切に願うものであります。

我が国の地理や地形、気象の諸条件を踏まえるならば、天災は忘れた頃にやってくるのではなく、むしろ、忘れることなくやってくるものであり、時や場所を選ばず発生する災害への備えは、到達点を目指しながらも、その見直しも含め不断の取組を重ねることにほかなりません。

こうした取組にあっては、最新の科学的知見や史実を踏まえ、災害に対する判断力を養い、自らの行動に結びつけることが何よりも大事であり、この自らの命は自らが守る「自助」の取組を基盤としながら、家族を守り、地域の人々を守る「共助」、そして行政が担う「公助」の取組を効果的に組み合わせることが、防災・減災の取組を進める上で、今後ますます重要度を増すことになるでしょう。

更なる「自助」の取組の強化に向け、この国に生きる一人ひとは、あの日に被災地で起きた出来事が、いつかどこかであった「ひとごと」ではなく、今ここで起こり得る「わがごと」であることを自覚し、それぞれの意識にしっかりと刻み込み、可能な限りの備えを講じる必要があると考えます。

そのため、私たちは、震災の教訓等を風化させることのないよう、たゆみなく広く後世に語り継ぎ、住民や地域社会への着実な定着を図っていかねばなりません。

未曾有の大災害を生き延びた者の使命として。

宮城県総務部理事兼危機管理監

石 森 建 二

